

【農業における事業承継】

自己紹介

村上一幸(むらかみかずゆき)
株式会社ケミストリー 代表取締役

2006年04月 中小企業診断士登録

2015年06月 一般社団法人農業経営支援センター 理事 業務局長

2017年04月 非営利特定活動法人ランチェスター協会 理事

2018年12月 非営利特定活動法人日本プロ農業総合支援機構 J-PAO参与

資格: 中小企業診断士、事業承継士、公認不正検査士 (CFE)、事業再生士 (CTP)、英国事業継続協会AMBC、バランスカードプロフェッショナル、ランチェスター戦略インストラクター

1次産業に関わる資格: 農業経営上級アドバイザー試験合格、水産業経営アドバイザー試験合格、食の6次産業化プロデューサーレベル5、食品安全システム審査員 (JRCA)

経営コンサルタントとして、これまでに農業者及び組織・団体の経営戦略・計画策定や経営改善・改革プランの策定、6次化計画の作成支援・実行支援を行い、さらに商品企画から販路開拓、人材育成支援なども行ってきた。加えて現在は、6次産業化ファンドやアグリビジネス投資などの事前環境分析やポストインベストメントの実行支援も行っている。「**理論無くして実践無し、実践無くして理論無し**」をモットーに活動している。 2

本講義のねらい

- **事業承継**
 - **農業における事業承継のポイント**
 - **事業承継に向けたステップ**
 - **事業承継の現状**
 - **農業界で事業承継が広がらない理由**
 - **何をしなければならないのか**
 - **事業承継類型別の特徴**
 - **事業承継の留意点**
 - **事業承継税制について**
 - **まとめ**

農業における事業承継のポイント

● 事業承継の現状

事業承継は、単純な社長(代表)が辞める、交代するではなく、持続的な経営を行っていくために適切なタイミングで後継者に事業をバトンタッチするものである。しかし、農業においては具体的な取り組みの広がりを見せていない。

● 事業承継の課題と対策

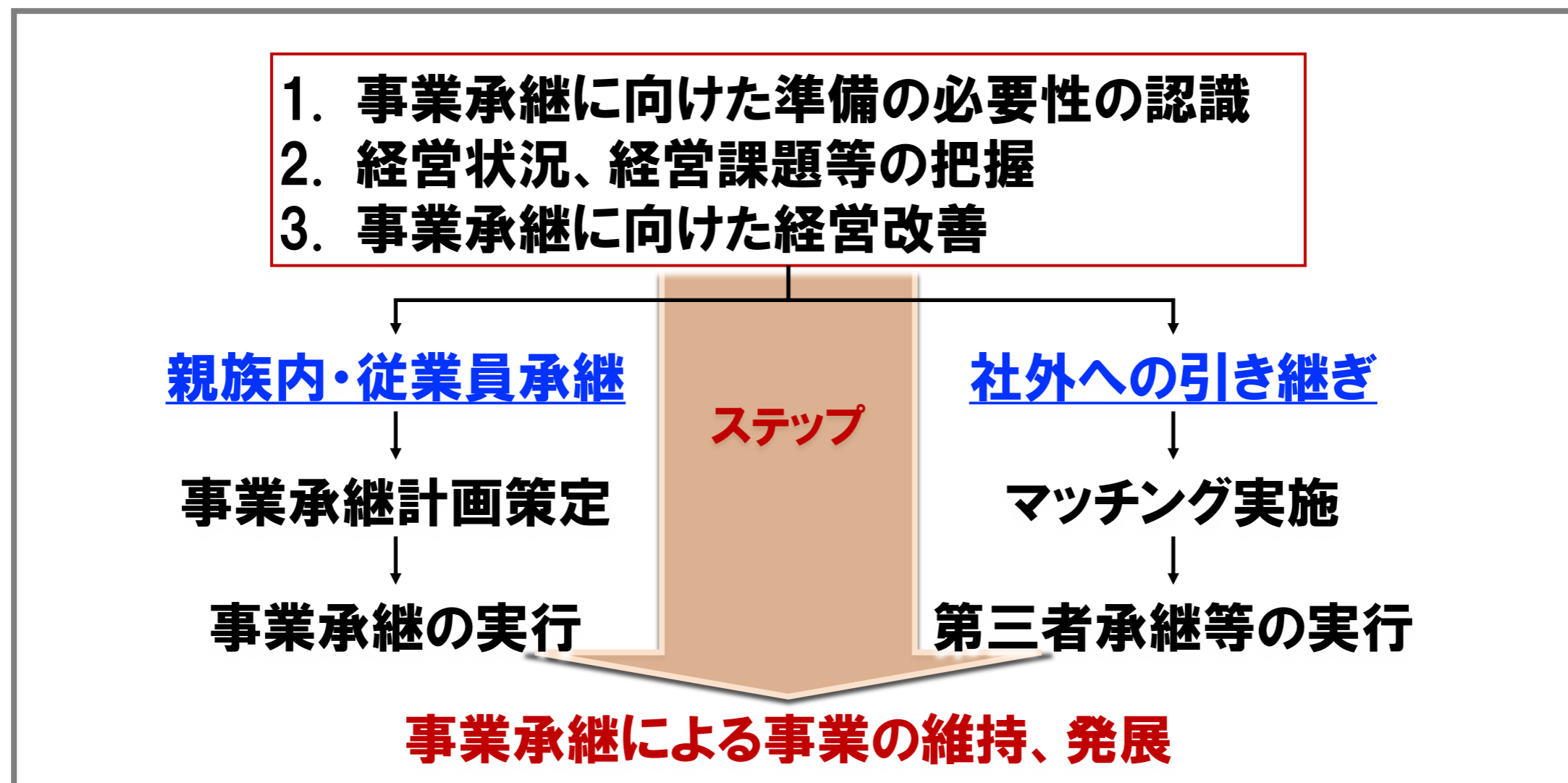
社長(代表)自身に譲る気がなく、逆に後継者に対して何らかの不満をもっていることが根本的な課題であることが多い。社長(代表)、後継者ともに承継の準備を行い、いつでも引き継げる状態にすることが求められる。

● 事業承継の留意点

事業承継には様々な類型(親族内承継、従業員承継、第三者承継)があり、自社にあった承継を選択することが必要。また、事業承継には、目に見える「資産の承継」と目に見えない「経営の承継」の2つがある。抜け、漏れがないよう整理することが重要。

事業承継に向けたステップ

事業承継に向けたステップの概略を理解することで、スムーズに進めていくことが可能になる。



事業承継の現状

事業承継は、単純な社長(代表)が辞める、交代するではなく、持続的な経営を行って行くために適切なタイミングで後継者に事業をバトンタッチするものである。しかし、農業においては事業承継への対応が十分進んでいるとは言えないのが現状。

- **農業における事業承継の現状(データ:2015年農林業センサス)**

- **現在の販売農家戸数は133万戸、そのうち後継者がいるのは65万戸(49%)
また、後継者がいると回答していても、同居後継者の従事日数0日が7万戸(18%)、1~29日が16万戸(41%)、非同居後継者が25万戸(19%)であり、本当に後継者になりえるかは不透明である。**
- **集落営農数は横ばい。法人化が進んでいる一方、解散するところも出てきており後継者不在が本質的な課題である。**

農業界で事業承継が広がらない理由

経営者自身に譲る気がなく、また後継者に対して何らかの不満を持っていることが根本的な要因であるケースが多い。

● 事業承継が広がらない理由

- 引退という言葉に抵抗感がある、元気なうちは事業承継について考えることのない経営者が多数存在
- 後継者の能力に関する経営者の不安
- 後継者は既に実家に戻っているから事業承継できているという経営者の錯覚
- まだ自分の実力がなく早い、最後には親父がいないと成り立たない、結局、敵わないという後継者世代の意識
- 地域の高齢化が当たり前になっているという環境
- 事業承継という言葉と意味の認知度が低い

何をしなければならないのか

経営者、後継者ともに承継の準備を行い、具体的な行動に移すことが重要。
その上で、予定通りに引き継げる状態にすることが必要。

- **事業承継をスムーズに行うためには**

- **自分が大病になってから、あるいは体の自由がきかなくなってから思いつきで突然承継を発表するのではなく、計画性ある経営の一環として承継を行うことが重要。**
- **事業承継が、経営権や財産権を引き継ぐことが目的・目標になっている現状を改め、持続的な事業展開を実現する経営計画の一部であることを理解する必要。**
そのためには、農業経営者に事業承継の重要性について意識を持ってもらうと共に、**具体的な行動に移すための働きかけが最も重要。**
- **事業承継の第1歩は、後継者を決めること。家族・親族や第三者承継を含め、農業経営者が時間をかけて後継者育成に取り組むことが必要。**
- **事業承継を考えている農業経営者に対して、事業計画・事業承継計画の策定や相続に関する税務までを伴走型でサポートする専門家の育成が必要。**

事業承継類型別の特徴①

事業承継類型ごとのメリット・デメリットを理解することで、選択肢が増えるので、自社にあった承継を選択する。

	メリット
親族内承継	現経営者の子をはじめとした親族に承継させる方法である。一般的に、 内外の関係者から心情的に受け入れられやすい 。後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期の準備期間を確保することも可能。相続等により農地等の資産や株式を後継者に移転できるため、 所有と経営の分離を回避できる可能性が高い 。
従業員承継	「親族以外」の役員・従業員に承継する方法である。親族内だけでなく、会社内から広く候補者を求めることができる。特に社内で長期間勤務している従業員に承継する場合は、 経営の一体性 を保ちやすい。
第三者承継	身近に後継者に適任な者がいない場合でも、 広く候補者を外部に求める ことができる。一般的に、現経営者は会社売却の利益を役員・従業員承継以上に得ることができる。

事業承継類型別の特徴②

	デメリット
親族内承継	親族内に、経営の 資質と意欲を併せ持つ後継者候補がいるとは限らない 。相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が難しい。(後継者以外の相続人への配慮が必要)
従業員承継	親族内承継の場合以上に、後継者候補が経営への強い意志を有していることが重要となるが、適任者がいないおそれがある。 後継者候補に 株式取得等の資金力が無い場合が多い 。 前経営者の個人債務保証の解除ができないことや新たに後継者の個人保証を求められるなど、引き継ぎ等の問題が多い。
第三者承継	希望の条件(従業員の雇用、価格等)を満たす買い手を見つけるのが困難 である。経営の一体性を保つのが困難である。

事業承継の留意点

事業承継には、目に見える「資産の承継」と目に見えない「経営の承継」の2つがある。抜け、漏れがないよう整理することが必要。

● 資産の承継

- 農地、農業機械、農業設備
- 現金預貯金、契約書

● 経営の承継

- 歴史、経営理念、ビジョン、誇り
- 栽培技術、従業員との関係、取引先、地域生産者・住民、金融機関との関係
- 顧客、信用、ブランドなど周囲の人々が納得できる価値

事業承継税制について①

事業承継税制とは、経営承継円滑化法に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度。会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」がある。

○法人版事業承継税制(一般措置、特例措置)

後継者が都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除される(平成30年度税制改正で特例措置を創設)。

主要要件

- 非上場の中小企業であること（農業法人の場合資本金3億円以下または従業員300人以下。農事組合法人は対象外）
- 資産管理会社（資産に占める賃貸用不動産や有価証券の割合が70%以上、またはこれらからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社）に該当しないこと
- 事前に「特例承継計画」を策定した上で都道府県知事の確認を受けること（一般措置については不要）

事業承継税制について②

● 法人版事業承継税制の内容～特例措置と一般措置の比較～

	特例措置	一般措置
事前の計画設定	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2023年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100%、相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間、平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

事業承継税制について③

○個人版事業承継税制

個人事業者の事業承継を促進するため、**10年間限定で多様な事業用資産の承継に係る贈与税・相続税を納税猶予する制度(2019年度税制改正により創設)**。

● 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制は、後継者が贈与又は相続により取得した特定事業用資産(①事業用の農地等以外の土地等(400m²まで)、②建物(800m²まで)、③トラクター・乳牛などの減価償却資産)に係る贈与税又は相続税の100%が猶予される制度。

主な要件

- 複式簿記による青色申告をしていること、
- 経営継承円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けること、
- 事業を継続すること等

まとめ

- **農業界では経営者自身に譲る気がないことや後継者自身もまだ早いと感じていることで事業承継の対応が十分に進んでいない。**
- **計画性のある経営の一環として事業承継を実現するためには、農業経営者に具体的行動に移すよう働きかけることが重要。**
- **事業承継には、目に見える「資産の承継」と目に見えない「経営の承継」の2つがある。抜け、漏れがないよう整理することが必要。**
- **事業承継には、「親族内承継」、「役員・従業員承継」、「第三者承継」の3つの類型がある。**
- **会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する事業承継税制がある。**

参考資料

- 「2015 年農林業センサス結果の概要（確定値）」農林水産省HP
- 「事業承継ガイドライン」 中小企業庁（平成28年12月）
- 「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）について」
中小企業庁HP
- 「農業経営に使える税制・補助金について」 中小企業庁、農林水産省
（平成30年5月）
- 「事業承継税制特集」国税庁HP

当講義映像、及び資料に関するご注意

- **本画面に記載されている情報の著作権は、農林水産省に帰属します。**
- **当画面における無断複製、転載、転送、販売、出版、配布等は社内用、社外用を問わずいかなる場合においても禁止されており、著作権法等の罰則対象となります。**
- **当画面情報は信頼できる情報や各種データに基づいて作成しておりますが、その正確性について担当講師ならびに農林水産省が保証するものではありません。**
- **担当講師ならびに農林水産省は本情報に基づいて被ったいかなる損失・損害等についても一切の責任を負いません。**